

平成29年10月21日

林野庁長官
沖 修司 殿

森林部門技術士会
会長 根橋 達三

技術士（森林部門）の活用等について （要望）

貴職におかれましては、日頃より「森林部門技術士会」の活動につきまして、ご高配、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、技術士は、科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者として、技術士法に基づいて認定された最高の国家資格であり、本会は、技術士としての技術・識見及び技術者倫理を通じて広く森林・林業分野における社会的貢献を目指しております。

つきましては、下記事項をご勘案頂き、技術士（森林部門）の幅広い活用等の実現に特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

1 技術士（森林部門）の4専門分野の積極的活用等

技術士（森林部門）は、「林業」、「森林土木」、「林産」及び「森林環境」の4専門分野を包含しておりますが、以下の事項につき、専門技術者としての活用や登用等に特段のご配慮を頂きたい。なお、今年度より森林整備等に関して一定の知識を有する林業技術者を市町村が雇用等をして地域林政に役立てる取り組み、いわゆる「地域林政アドバイザー制度」の発足に鑑み、本制度の周知・徹底を図るとともに雇用条件の改善等を通じてより多くの市町村からの活用希望がだされるようご配慮願いたい。

- (1) 森林・林業政策の推進に当たって、地域森林計画や市町村森林整備計画等の策定、森林経営計画の認定、地籍調査や境界明確化、林地台帳システムの整備、地域材利活用及び木材バイオマス利用、山地保全・森林生態系保全等における研究・調査・計画及び技術指導等の業務
- (2) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者としての積極的活用、各種審議会及び委員会委員への積極的登用

2 行政目標達成及び総合評価方式等に対応しての技術士の優先活用等

- (1) 昨年5月に策定された「森林・林業基本計画」を踏まえて、「林業・木材産業の成長産業化」や「地球温暖化防止や生物多様性の保全」の推進をはじめとする行政目標の達成及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため

にも、事業内容に応じ、発注における資格に関し、「林業」、「森林土木」、「林産」、「森林環境」の森林部門の専門性を十分評価され、活用されるよう特段の配慮を頂きたい。

- (2) CLT に代表される新たな木材製品の開発と実用化、地域材の利活用、木質バイオマスの利用促進が喫緊の課題となっている中、これら課題解決のための補助事業、委託事業の採択に当たっては、今後とも技術士（森林部門）の配置の義務化、優先的活用方策等について、ご検討願いたい。
- (3) 近年、各種事業の調査・設計及び施工管理等の業務では、品質確保等の観点から、総合評価、企画公募等の方式の採用が進められており、これら方式の適用に当たっては、技術士（森林部門）の配置の義務化ないしは優先的活用について一層の配慮を頂きたい。

3 技術士試験の受験奨励

森林・林業行政目標の達成や成果品の品質確保、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、広く民間企業・団体等に対しても技術士試験（一次試験を含む）の受験奨励に特段の配慮を頂きたい。

4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は公益社団法人日本技術士会の技術士 CPD 認定会員として、あるいは一般社団法人森林・自然環境技術者教育会の森林分野 CPD（JAFEE - CPD）会員として日夜研鑽に努めている。総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら CPD に積極的に取り組んでいる技術士について、的確に技術点評価がなされるよう一層の配慮を頂きたい。